

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年8月27日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ八日市店 東近江市中小路町字前鏡714番3 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町1-13-20 代表取締役 井川 留雄
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口3か所
 - (2) 変更後
駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口2か所（店舗東側出入口閉鎖）
- 4 変更年月日 平成22年7月22日
- 5 変更の理由
地元説明会における地域住民からの意見による変更。
- 6 届出年月日 平成22年7月21日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7-23
東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10-5
 - (2) 縦覧期間 平成22年8月27日から平成22年12月27日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成22年12月27日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1